

結婚新生活を始めるための費用を 助成します ～和気町結婚新生活支援事業～

対象となる世帯

対象となる世帯は、次の条件をすべて満たす世帯です。

- 令和6年1月1日以降に婚姻届を提出し、和気町に住民票がある夫婦
 - 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること ●和気町に定住する意思があること
 - 夫婦の前年分の所得額の合計が500万円未満であること
- ※1 年収に換算すると、約680万円程度です。
- ※2 貸与型奨学金を返済している場合は返済額を所得額から控除できます。
- ※3 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職又は転職した場合は、所得なしとして夫婦の所得を算出します。
- 夫婦ともに町税等の滞納がないこと ●過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと

対象となる経費

令和6年4月1日からの転入（転居）にかかる

- 新規の住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等）
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となります。（夫婦の3親等の親族が所有する物件は除く。）
- 新規の住宅取得費用（2分の1以上の持分を有すること）
- 結婚に伴う引越し費用（引越業者又は運送業者へ支払った費用）
- 結婚に伴うリフォーム費用（リフォーム業者へ支払った費用）

助成金額

上限額 60万円(29歳以下)
上限額 30万円(39歳以下)
(住居費、引越し費用、リフォーム費用の合算)

申請期間

令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

提出書類

- 和気町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書
- 結婚届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- 世帯の前年所得証明書及び直近の納税証明書又は非課税証明書
- 世帯の和気町の住所が記載されている住民票の写し
- 物件の売買契約書の写し（住宅を取得した場合）
- 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住宅を賃借した場合）
- 住宅手当支給証明書（住宅を賃借した場合）
- 引越し費用の領収書の写し（引越し費用の補助金の交付を申請する場合）
- リフォーム費用の領収書の写し（リフォーム費用の補助金の交付を申請する場合）
- 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（※2に該当する場合）
- 離職又は転職した翌月の給与明細及び離職票の写し（※3に該当する場合）



問い合わせ

和気町役場 まち経営課 ☎0869-92-4589
ホームページ <https://www.town.wake.lg.jp/>